

# 男性の性被害者から相談を受ける 電話相談員のための指針

(2011年2月・試行版)



玄野武人

MSVネットワーク主催

自助グループRANKAメンバー

# 男性の性被害者から相談を受ける電話相談員のための指針

(2011年2月・試行版)

くろ の たけ と  
玄野武人

(MSV ネットワーク主催・自助グループ RANKA メンバー)

目	次
はじめに	9. 家族への支援
1. 信じて聴く	10. 問題行動や加害を防ぐ
2. 伝えたいメッセージ	11. 強かん罪（レイプ）の新しい定義
3. 性被害率と実態	12. 自助グループとホームページ
4. 偏見と事実	13. 男性性被害者の支援に役立つ書籍
5. 病院・警察・裁判	14. 援助職からの性暴力や倫理違反
6. 現に被害にあっているとき	15. 作話やセックス通話
7. カウンセラーや精神科医を探す	おわりに
8. セクシャルマイノリティの性被害者に対する支援	玄野武人プロフィール

## はじめに

少年や男性にたいする性暴力（以下、男性性被害）は、長年にわたり存在しないとされてきました。しかし、1990年代後半から日本でも、男性の被害者がみずからその体験を語りはじめたことや、自助グループ結成・書籍出版・統計調査などにより、多くの少年や男性もさまざまな性的被害にあっていることが理解されつつあります。

近年、電話相談に男性の性被害者から相談が寄せられているが、対応策のヒントなどを教えてもらえないかという依頼を受けるようになりました。そこで、試みにこの「指針」を著して、電話相談員が男性の被害者の話を聴く際に必要であろうと思われるポイントをまとめました。一部、セクシャルマイノリティの性被害者にも言及しています。また、「指針」中に挙げた事例は、報道された実際の事件にもとづいています。

なお、この「指針」は、電話相談と性暴力被害者支援の両方の知識もしくはトレーニングを、ある程度学んでいることを前提にしています。

不十分な内容ですが、多少なりとも役立てば幸いです。今後、より良い「指針」に改善するため、感想などをメールでお寄せください（メールアドレス：[ranka222@kitty.jp](mailto:ranka222@kitty.jp)）。男性性被害についての「出前講座」もお引き受けしています。

## 1. 信じて聴く

- ①男性性被害の最大の特徴は、社会のなかに「男性は性被害にあわない」「性被害にあっても傷つかない」「傷ついても支援などいない」とする3重の強固な否認があることです。そのため、男性の性被害者が相談しても、ほとんどの場合で信じてもらうことができません。したがって、日本では男性性被害にかんする情報やサポートも発達しておらず、警察・司法・病院の対応も不十分な状況にあります。
- ②被害男性たち自身もまた、相談への抵抗感や恥の意識が強く、電話を手にするにはかなりの勇気を必要とします。相談員は、電話の向こう側の男性たちの傷つきやすい気持ちを想像しておくことが大切です。
- ③以上の理由により、相談業務での最初のもっとも重要な対応が、被害男性の話を「信じて聴く」ことにあります。相談員が信じて聴くことではじめて、被害者は話してみてもいいかもしれないという気持ちになります。
- ④相談を受ける際には、驚いたり、「そんなことがあるのですか」などと疑いのことばを差しはさんだり、質問攻めにしたりしないように心がけてください。相槌を打ったり、相手のことばを短く反復したり、「よく話してくれました」などと応答することで、相談者が話しやすい雰囲気をつくれます。相談業務では、「信じる」「傾聴」「受容」の3つが、最初のサポートになります。
- ⑤いうまでもなく電話相談や性被害者支援における基本的スキルである「傾聴」「受容」は、男性の性被害者から相談を受けるときにも重要なスキルです。
- ⑥相談を聴きつつ、次節のようなメッセージを伝えます。

## 2. 伝えたいメッセージ

適宜、状況に応じて、次の4つのメッセージを伝えます。

- ①「あなたの話を信じています」。男性の被害者の多くが、男性の性暴力被害の話などは信じてもらえないと思っています。
- ②「話してくれてありがとう」。こんな話をして悪いな、いたずらだと思われるかもしれないと不安に思っています。「ありがとう」と応答することで、相談者はより話しやすくなります。
- ③「あなたは悪くない」。性別を問わず、性暴力は加害者に全面的な責任があります。そのことを明言することはきわめて重要です。特に男は自分の身を自分で守らなければならないと教えられているので、自分が悪かったと自分を責めたり、弱音を吐いてはいけなないと考えがちです。自責感から解放されるように支援することは、重要な支援の一つです。
- ④「あなたは独りではない」。男性被害者の多くがこんな被害にあったのは自分ひとりだけだと思

っています。多くの男性がいろいろな被害にあっていると知らせるだけでも、被害男性の気持ちは和らぎます。また、痛みを理解してくれる相談員に出会えることで孤独感が和らぎます。

### 3. 性被害率と実態

- ①未成年男子の性被害率は欧米の調査では、4人に1人 (Richard B. Gartner, *Betrayed as Boys*)。日本の調査は不十分だが、それでもなんらかの性的被害にあった高校生男子は5～10人に1人、レイプ既遂は1.5% (アジア女性基金「高校生の性暴力被害実態調査」)。現実には、驚くほど多くの少年が性的被害にあっていることがわかる。なお、この数値には、話を聴きおくだけでよいケースから、重篤なケースまで含む。
- ②職場では約1割の男性がセクハラ被害を受けている (1998年新潟県調査、1998年鳥取県調査、2001年EU調査ほか)。  
[事例] 男性社員にセクハラをした会社経営者に賠償命令、男性職員が訴えたセクハラ被害を放置した上司を処分。
- ③被害の種類は、言葉・視覚・身体接触、セクハラ、チカン、性的いじめ、ストーカー被害、性的虐待、レイプ (メイル・レイプ=男性に対するレイプ)、近親かん (インセスト) などあらゆるタイプの被害がある。女性の被害形態とほとんど変わらない。
- ④被害者に特定のイメージはないので、固定観念を持たない。0歳男児から成人男性までが性被害にあっている。  
[事例] 0歳男児の下腹部を触った男を逮捕、小学男子にわいせつ行為をした男性教師を逮捕、少年を自宅に連れ込こんだ男をわいせつ目的略取で逮捕、男子大学生に集団で性的暴力を振るった大学生を処分、成人男性の入浴を盗撮した男性 (30代) を懲戒、男性に対するチカンで1年間に19人の男を逮捕 (東京)。
- ⑤加害者にも特定のイメージはない。加害者は、見知らぬ他人、家族 (父・母・兄・姉など)、親戚、近所の人、教師、聖職者、サラリーマン、会社や学校の同僚、カウンセラー、医師、同級生、少年、少女などと多様。性別で見ると、加害者は男性が6～9割で、女性が4～1割、両性から被害を受けた男性も少なくない (上記 *Betrayed as Boys* など)。10代の少年による加害も多い。

### 4. 偏見と事実

- ①男性性被害者と、女性性被害者の「違い」についてしばしば尋ねられますが、基本的に大きな違いはありません。ただ、下記のごとく男性性被害に特有の偏見が流布しています。
- ②下記の偏見にとらわれたままでは、きわめて有害です。
- ③被害者やその家族・支援者・援助職にもこの情報を提供し、偏見から解放されるよう支援する。
- ④相談員は、自分の中のこれらの偏見を是正しておくこと。

偏見1：男性は性被害にあわない。 ⇒ 事実上、男性も被害にあっていることは上述の通り。

偏見2：男性はセクハラされても、女性ほどに傷つくことはない。⇒事実は、男女やセクシャルマイノリティを問わず傷つく。

偏見3：男子中学生によるズボン脱がしは、少年たちによくある遊びである。⇒事実は、同級生からの性暴力やわいせつ行為である。自殺した少年もいるので、ズボン脱がしなどの相談を軽視しない。

[事例]同級生からズボン脱がしなどのいじめを受けた男子が自殺、下級生男子の裸を携帯電話で写真を撮った上級生2人を書類送検。

偏見4：加害者はゲイ（同性愛）の男性である。⇒事実は、既婚者や異性愛の男性が多い。異性愛者が同性愛者を辱める目的で性的な標的とすることもある。同性愛者による性暴力もある。なお「同性愛」と「同性間の性暴力」の区別をできるようにしておく。すなわち、同性愛とは互いの合意のもとに同性同士が愛し合うこと、同性間の性暴力とは相手の合意を無視して性的な接触をおこなうこと。

偏見5：被害男性は将来、ゲイになる。⇒事実は、そうではない。性的指向性がゆらぐという相談に対しては、後遺症の一つとしてしばしば見られる自然な反応であることを伝えて安心させる。相談内容にもよるが、性被害とは別に本人にとって自然と感じられる性的指向性を選んでよいと助言する。すぐに性的指向性を決められない場合もある。

偏見6：勃起や射精は合意の印である。⇒事実は、合意した印とはならない。加害者は後に同意だったと主張するために、わざと勃起や射精させることが少なくない。そもそも勃起や射精は、梅干を見ると唾が出る、寒さを感じて鳥肌が立つということと同じく、生理的な反応である。そのため恐怖や暴力的な状況であっても起きる。被害者には身体の反応とは別に、「つらかった」「嫌だった」と感じていれば、それは性被害であることを伝える。相談員は、被害者のつらいという気持ちに注目し共感すること。

偏見7：女性から性加害されてラッキーであった。⇒事実は、女性の加害者もいる。女性からであれ、男性からであれ、子ども時代の早すぎる性的接触や、同意のない性的接触は傷つき体験となり得る。

[事例]母親代わりの女性が中学男子にわいせつ行為を行い逮捕、学童と性的関係を持った女性教師を懲戒。女性家庭教師（40代）が10代の男子にみだらな行為を行い逮捕。

偏見8：被害少年は将来、加害者になる。⇒事実は、ほとんどが加害をしない。この偏見はきわめて危険な偏見である。なぜなら、この偏見のために被害少年が加害者扱いされることを恐れて相談できなくなったり、本来のケアを受けられなかったりするからである。加害をする場合でも、適切なケアを受けることができれば、加害を防止できるようになる。加害を防ぐためにも、適切なケアを受けるためにも、速やかな被害の開示を妨げる偏見は正さなくてはならない。

[補足] 社会の偏見が強い男性の被害者への対応は、しばしばより丁寧さが求められる。例えば、  
・通常、1回、「話してくれてありがとう」と言えばすむところを、2回繰り返し繰り返すことで、被害者がより話しやすい雰囲気をつくる。

- ・性被害にあったことを男の恥じだと思える被害者には、「性被害にあったことは、少しもあなたの男らしさを傷つけていません」と助言する。
- ・感情表現の上手くない男性には、「涙を流すことは良いことです」など肯定的な助言をする。
- ・援助を待つ「受身の姿勢」だけでは、男性性被害に対する社会の理解も支援も広まらない。厳しい話だが、男性の被害者がみずから理解者やを増やし、支援のリソース（社会資源）を開拓するなど、社会を啓発してゆく必要がある。相談員もそのことを念頭に置いて、男性性被害者のエンパワメントを心がける。

## 5. 病院・警察・裁判

- ①病院・警察・裁判についての情報提供は、おおむね女性の性被害者の場合と変わらない。
- ②ただし、男性やセクシャルマイノリティの被害者は二次被害（倫理的被害）にあたり、十分な支援が受けられないことが少なくないので、その点の注意を促す。二次被害の相談に対しては、被害者は悪くないことを伝え、解決のための情報を提供する。ただし、強要や命令はしない。
- ③男性の性被害は、欧米ならば強かん罪（男性に対するレイプ＝Male Rape）で裁かれるケースであっても、日本では強制わいせつや条例違反などでしか裁けない。第11節「強かん罪（レイプ）の新しい定義」を参照。
- ④外傷がある場合は外科をすすめる。肛門裂傷、ペニスや睾丸の損傷、尿道への異物挿入などは外科または泌尿器科をすすめる。
- ⑤必要に応じて、性感染症やHIV（エイズ）についての正確な知識を提供する。
- ⑥警察病院や「ワンストップ」や「性暴力対応の看護師」のいる病院へ行き、傷の手当てと証拠保全を依頼するという選択肢もある。2011年現在、日本のワンストップや性暴力対応看護師が、どの程度、男性やセクシャルマイノリティの性被害者を受け入れているかはわからない。診察を断られたり不適切な対応をされたりした場合、しばしば男性被害者の精神的ダメージは大きく、絶望感すら持つことがあるので、あらかじめ断られるリスクなどについて注意を促すこと。
- ⑦相談機関は日ごろから、男性の性被害者に対応できる病院を探して連携を取っておき、相談者に紹介できるようにしておくべきである。
- ⑧警察や病院に行くときは証拠保全のために、「シャワーを浴びない」で行くよう助言する。衣類を着替えた場合は、衣類や証拠となりそうなものと一緒にビニール袋に入れて封をしておくよう助言する。
- ⑨刑事告発などについては、「今すぐ告発する」「後に告発する」「何もしない」「今は決められない」という4つの選択肢を示し、当事者に選択してもらうことが望ましい。判断のための情報もあわせて提供する。いずれの場合でも証拠や診断書は保全しておくように助言することが望ましい。家族から相談があった場合も、この点を説明する。

## 6. 現に被害にあっているとき

- ①相談時に継続的に被害にあっている時の対応は、「NO」「GO」「TELL」が基本となる。

②NO は、「嫌だ」「やめてほしい」と相手に言う。GO は、その場から逃げる。TELL は、だれかに相談する。ただし、強要や命令はしない。

③例えば、家族が夜になるとベッドに入ってきてからだに触るといふ少年の場合、

- ・加害者に対し安全に「止めて」と言うためにはどうしたらよいか考えてみる (NO)
- ・本人の代わりに、加害者に忠告してくれる家族や親戚はいないか (その際、相談少年の安全に十分に注意しなくてはならない) (NO)
- ・部屋に鍵をかけられないか (NO)
- ・加害者が入ってきたら、部屋から出てゆくことはできないか (GO)
- ・家を出て、寮や下宿に入れないか、住み込みで働けないか、遠方の学校へ進学できないか (GO)
- ・夜、一緒にいてくれる他の家族はいないか (TELL)
- ・家族、親戚、教師、友だち、近所の人、ネット上の友人など、話を信じて聴いてくれて力になってくれる人はいないか (TELL)
- ・自助グループに参加できないか (TELL)
- ・児童相談所、市町村の相談窓口、子どものために活動している団体や電話相談、カウンセラー、弁護士、警察などへの通報や相談はどうか (TELL)

④良い助言ができて、被害者がその策を実行できない場合や、実行までに時間がかかる場合もあることを理解しておく。

⑤あくまで「傾聴し、信じる」ことが大事。万策が尽きたと思われるときでも、相談員はしっかり傾聴し、今の被害を生き延びる力があると信じる。そのことが被害男性のエンパワメントに繋がる。

## 7. カウンセラーや精神科医を探す

①日本では、男性やセクシャルマイノリティの性被害者に対応できるカウンセラーや精神科医は、かなり少ない。

②現在のところ、やはり「口コミ」が信頼できるので、性暴力に詳しい人や組織、女性の性被害者の支援者などに尋ねてみるように助言する。

③探すときは、もし見つからなくても、あきらめずに探すように助言する。もしくは、そのような援助職を、被害者やその家族みずからが開拓し増やしてゆく努力をするように助言する。

④例えば、女性の被害者を10人以上診ているカウンセラーや精神科医に依頼する方法もある。

⑤本来は、相談機関が信頼できる援助職や援助機関のリストを整えておかねばならない。

## 8. セクシャルマイノリティの性被害者にたいする支援

①セクシャルマイノリティが性被害にあった場合、しばしば警察・病院・裁判などで、性被害にあったことを開示する必要に加え、自分の性的指向性も開示しなければならないことがある。それが当事者にとって苦痛であったり、二次被害や性差別のリスクを生むことがある。

②相談員はセクシャルマイノリティについて偏見をもっていないことや、支援をする用意があるこ

とを言葉や姿勢で示すようにする。それによって、セクシャルマイノリティが自信をもって警察や病院にゆけるようエンパワメントする。

- ③病院や警察などでは、トイレ、更衣室、病室、付き添ってほしい人（同性のパートナーなど）などについて要望を伝えてもよいことを伝える。希望がかなわない場合があることも言い添える。
- ④性被害相談では、セクシャルマイノリティの性被害者もいるという前提で相談を受けること。
- ⑤参考に次の文献を挙げておく。藤井ひろみ他『医療・看護スタッフのためのLGBTI サポートブック』メディカ出版、2007年。

## 9. 家族への支援

- ①家族を支援することはきわめて重要である。というのは、家族の適切な対応が、被害者の速やかな回復や安定に資するからである。男性性被害の知識がない場合は、この「指針」をもと情報提供をしたり、下記の書籍を紹介する。
- ②被害者本人の望まない行動をとらないように助言する。
- ③家族も深く傷ついていること、家族も支援を必要としていることに留意する。特に被害児童に兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹に対するケアや説明が手薄になることがある。
- ④被害家族への支援を上手くイメージできない家族には、もしわが子が難病や大きな事故にあったときどのように対応するかを考えてもらうことで、被害家族への対応をイメージしてもらう。子どもの健康状況を把握し、子どもを安心させ、必要な情報を集め、専門職を探し、家で子どもが落ち着いて静養できるためにどうするか、子どもの傷を悪化させる家族の言動はなにかなどを考えてもらうとよい。

## 10. 問題行動や加害を防ぐ

- ①性被害者から、自身の問題行動や加害行為について相談が寄せられた場合の対応について、若干のポイントを述べる。
- ②性被害者による種々の加害・触法行為・子どもへの虐待・性的加害・違法薬物の使用などの問題行動は、性別を問わず見られる。
- ③これらの問題行動を防止するには、本来は、被害後のできるだけ早い段階で通常のケア（トラウマ・ケアなど）を行うことで防止できる。したがって、被害にあったら直ちに相談や通報できる環境を整えることが重要である。大人になってからでも、きちんとしたケアを行えば、問題行動はおさまることが期待できる。
- ④実際に加害に及ばないが、「子どもを虐待してしまいそう」などの不安を訴える場合は、その気持ちを言語化してもらうことで、その不安に慣れてゆけるように支援する。うまくいったら、「大丈夫ですよ」「うまくできていますよ」などとほめ、はげましてゆく。
- ⑤実際に加害に及ぶ場合は、深呼吸する、数を数える、その場を立ち去る、理解ある人やグループに話すなどの「加害をさける工夫」をしつつ、平行してトラウマ・ケアを進めるのが妥当な方法だと思われる。トラウマ・ケアは、自助グループ、カウンセリング、セルフケアが三大柱である。



⑥児童ポルノは犯罪なので入手しないように助言する。

## 11. 強かん罪（レイプ）の新しい定義

- ①欧米では、1990年代後半から法改正が進み、男性やセクシャルマイノリティの性被害者を含めた強かん罪（レイプ）の新定義を採用している。日本でも速やかな法改正が必要である。
- ②すなわち、おおむね「合意によらない、肛門性交・口を使った性器接触・膣への挿入」を、新しい強かん罪と規定する（肛門や膣への異物挿入を強かん罪に含めるところもある）。この定義ではレイプ被害者の性別を問わないし、加害者の性別も問わない（男女ともにレイプの被害者にも加害者になり得る）。

## 12. 自助グループとホームページ

### ①「RANKA（ランカ）」

- ・男性の性被害者のための自助グループ。一部のセクシャルマイノリティも参加できる。
- ・公式サイト（携帯電話OK）：<http://ranka21.blog.fc2.com/>（「自助グループ・RANKA」でネット検索）
- ・メールアドレス：[ranka444@gmail.com](mailto:ranka444@gmail.com)（連絡はメールのみ）
- ・本人がみずから会場を確保すれば、全国どこでも開催できるシステムを採用しているので、積極的に参加するように言い添える。
- ・自助グループに関心がある場合は、RANKA以外にも、誰でも自由につくれることを伝える。

### ②ホームページ

- ・「If He Is Raped」：<http://www.biwa.ne.jp/~genbu/>（If He Is Rapedでネット検索）  
男性性被害をテーマにした日本語の個人運営のホームページ。「~genbu」の「~」は、チルダ（shift キーを押しながら、右上のキーの「^」を押す）。
- ・「Male Survivor」（メール・サバイバー）：<http://www.malesurvivor.org/>  
世界最大の男性の性被害者支援のための米国NPO。必要な情報はほとんど入手できる。

## 13. 男性性被害者の支援に役立つ書籍

書籍は電話だけでは提供できない情報が紹介されているので、できるだけ相談者に紹介することが望ましい。

### ①男性の性被害者のための「回復のガイドブック」

- ・グループ・ウィズネス『性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』明石書店、¥1,575。
- ・森田ゆり『癒しのエンパワメント』築地書館、2,100円。
- ・エレン・バス/ローラ・デイビス『生きる勇気と癒す力』三一書房、¥5,775。女性のためのガイドブックだが、男性にもセクシャルマイノリティにも役立つと伝えてください。

### ②両親にむけて

・窪田容子/村本邦子『子どもが被害にあったとき』三学出版、2001年、¥1,000。

③性被害者のパートナー・配偶者・恋人にむけて

・ローラ・デイビス『もしも大切な人が子どもの頃に性虐待にあっていたら ～ともに眠り、ともにも笑う～』青木書店、¥2,835。

※これ以外の本は、上記のRANKAの公式サイトを参照。

## 14. 援助職からの性暴力や倫理違反

①性被害者や被虐待児などを支援するはずの精神科医・カウンセラー・弁護士・施設職員などの援助職が、クライアントや性被害者などにさらなる性暴力を振るったり、守秘義務違反や暴言・暴行などを行う事件や裁判が起きている。これらは到底、起きてはならない事件である。日本の援助職や学会・支援組織などが誤りを認め、説明責任・謝罪・賠償などの責任を果たせるようになるのは、今後の課題といわざるを得ない。

[事例]クライアントを殴打した上にカルテを改竄した学会会長（精神科医）に賠償命令、暴言をあげた精神科医（男性）に賠償命令、性被害者の相談内容を漏洩した臨床心理士の守秘義務違反に対し賠償命令、保護した児童にわいせつ行為をした児童相談所の職員を逮捕、性被害者の申し立てに対し適切な対応を怠った大学の倫理委員会に賠償命令、女性クライアントに不正な性的接触などを行った精神科医（女性）を免許停止。

②性被害者が援助職からさらなる被害を受けた場合、被害者は元の性被害に加え、援助職からの被害、援助職からの泣き寝入りの強要、複数の裁判をおこなわなければならないなど、3重、4重の苦しみを背負わされることになる。このような「多重被害者」の回復や支援はしばしば困難を極める。加えて、援助職による加害について、社会の理解や支援はほとんどないのが現状である。相談員はこのような多重被害者のおかれた困難な状況や、職業倫理に関し質の低い援助職や組織・団体があることを理解しておく。

③そのため、援助職にかかるときは、このような被害にあう可能性について注意を促す必要がある。特に地位を利用した性的接触（性的搾取）に注意するよう助言する。性的な言葉かけや身体接触はもちろん、援助職からのデートや性的行為の誘いかけも倫理違反である。

④援助職から被害を受けたという相談に対しては、相談員は被害者の話を信じていることを伝え、かつ問題解決のための情報を提供し、対応策をいっしょに考えるという姿勢が大切となる。

⑤被害にあった場合は、直接交渉、仲介人を介しての交渉、倫理委員会や病院・組織の責任者への通報、民事裁判、警察への通報などの手段があることを、メリットとデメリットをふくめ伝える。

## 15. 作話やセックス通話

①男性の性被害者からの相談を信じられないというだけで、急いで「作話」だと結論を出さない。実にさまざまな被害があるのは上述の通り。

③見分け方を記した文献もあるので相談員同士で学んでほしいが、ここでは比較的見分けやすいポイントを紹介する。その方法は、相談者が求めている「解決策」を提供して試みることである。

例えば、話を聴いてほしい、被害後の対応を教えてほしい、援助職を探しているなど、相談者が必要としている解決策を提供してみることで問題が解決するならば、作話でない可能性が高い。ただしこの方法は確実な方法とはいえない。

- ③この種の電話では、相談員も傷つく。そこで相談員同士の気持ちの分かち合い、作話かどうかの分析などを、ミーティングなどを通じてシェアするのが望ましい。

## おわりに

性暴力問題とはたんに被害者の救済を目指す問題ではなく、社会全体をよりよい方向へと改善してゆこうとする取り組みです。言い換えると、性被害者個人の問題ではなく、法や制度など社会的な改革を行わなければ、なんら解決を見ない問題です。男性に対する性暴力に関しても、今後、法改正をはじめ、警察・司法・病院の対応の改善、カウンセリングの質と量の向上、援助職の倫理違反の問題、社会的啓発など、社会全体で取り組まねばならない社会的問題が山積みしています。

このような状況下において、男性の性暴力被害者の電話相談をお引き受けいただいたことに、感謝の意を呈します。電話相談はその利用しやすさから、男性やセクシャルマイノリティの被害者が相談する最初的手段となることがあります。はじめて相談したとき、信じてもらうことができ、話を聴いてもらい、あなたは悪くないと言われてもらえると、ずいぶんと被害後の傷が和らぐものです。常に研修を積んで、効果的な電話相談になるようお願いいたします。

電話相談は社会的にも重要な役割を担っています。それだけに相談員のみなさんの心労や代理受傷もたえない業務だと思えます。どうぞ相談員同士のミーティングや分かち合いや、個人のセルフケアを大切にしてください。

\*\*\*\*\*

## 玄野武人（クロノタケト）プロフィール

男性の性被害と、援助職による性的加害や倫理違反などをテーマとした「MSV ネットワーク」を主催。同ネットワークでは、2005年、カナダのカウンセラーのリンダ・ジンガロ氏を招いて、日本初の男性性被害の講演会を開催。男性サバイバーの自助グループ・RANKAの創設時のメンバーでもある。2名の精神科医から性的搾取と研究搾取された経験から、援助職の倫理を問うグループ「プラタナス」を運営。現在は、「男性性被害」「援助職の倫理違反の現状と解決策」「平和学のすすめ ～サバイバーが語る戦争と平和～」などをテーマに、「出前講座」を引き受けています。お問い合わせは下記のメールアドレスまで。

- ・メールアドレス：[ranka222@kitty.jp](mailto:ranka222@kitty.jp)
- ・ホームページ：「If He Is Raped」<http://www.biwa.ne.jp/~genbu/>
- ・「精神科医&カウンセラーの倫理違反と被害救済を考える（共同ブログ）」  
<http://ameblo.jp/ethicsandrescue/>
- ・メールマガジン「IF 通信」を発行しています。自己紹介を添えてメールでお申し込みください。